分科会提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて

1. 分科会提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて

営業時間短縮要請、外出自粛要請等、ステージⅢ相当の対策が必要な地域においては、感染 状況を評価し、必要に応じて国の目安より厳しい基準を設定する等それぞれの感染状況に応 じた適切な方法で、イベント等の開催制限をご検討下さい。

本事務連絡に基づき、イベント開催制限を厳格化する場合には、営業時間短縮要請、外出自 粛要請等、ステージⅢ相当の対策と同一期間(対策が延長された場合はその延長期間)まで に開催されるイベントを対象にすることが基本となります。

また、新しい目安は、既存販売分に適用せず、かつ、新規販売停止まで一定の周知期間を設けることが基本となっております。

なお、開催制限の目安については、感染状況を分析し、全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合等には見直すこともあり得るのでご留意いただければ幸いです。

2. 催物開催時及び催物前後における感染防止策の徹底について 年末年始の催物開催に当たっては、催物の開催制限を準用している施設を含め、施設管理者 およびイベント主催者は、業種別に策定される感染拡大予防ガイドラインの徹底、開催時に おける感染防止策及び催物前後の感染防止にご協力下さい。 また、イベント参加者に対して、混雑状況の周知、駅の分散利用、「5つの場面」の周知徹底

<参考資料>

- ○分科会提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201223.pdf
- ○11月12日付け事務連絡:来年2月末までの催物の開催制限、 イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/357785.pdf

等の感染防止策が徹底されるよう促すなどの対策にご協力をお願いいたします。

- ○新型コロナウイルス感染症対策分科会 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/yusikisyakaigi.html#3
- ○新型コロナウイルス 業種別ガイドライン https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20200928
- ○現在の感染拡大を沈静化させるための分科会から政府への提言 https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000701631.pdf
- ○今後の感染の状況を踏まえた対応についての分科会から政府への提言 https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000706190.pdf
- 9月11日付け事務連絡: 11月末までの催物の開催制限等について https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20200911.pdf